第９７号議案

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年(２０２６年)１１月３０日

提出者　町田市長　稲　垣　康　治

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例（平成２７年１２月町田市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td><u>１４　市長</u></td><td><u>保育所等の利用の調整又は要請に関する事務であって市規則で定めるもの</u></td></tr>
</table>
別表第２（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１　市長</td><td rowspan="3">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの</td><td>略</td></tr>
<tr><td>児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報<u>（以下「児童扶養手当関係情報」という。）</u>であって市規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td>略</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td rowspan="2"><u>１２　市長</u></td><td rowspan="2"><u>保育所等の利用の調整又は要請に関する事務であって</u></td><td><u>生活保護関係情報であって市規則で定めるもの</u></td></tr>
<tr><td><u>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</u></td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
別表第２（第４条関係）
<table>
<tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１　市長</td><td rowspan="3">生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの</td><td>略</td></tr>
<tr><td>児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって市規則で定めるもの</td></tr>
<tr><td>略</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	市規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって市規則で定めるもの	
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって市規則で定めるもの	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。